**業務後自動点呼の実施に係る要件チェックリスト（施設・環境要件）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 要件 | レチェック |
| 一． | なりすまし、アルコール検知器の不正使用及び点呼告示第八条各号に掲げる場所(運転者等の属する営業所又は当該営業所の車庫、運転者等が従事する運行の業務に係る事業用自動車内、待合所、宿泊施設その他これらに類する場所)以外で業務後自動点呼が行われることを防止するため、ビデオカメラその他の撮影機器により、運行管理者等が業務後自動点呼を受ける運転者等の全身を業務後自動点呼の実施中又は終了後に明瞭に確認することができること。 |  |

（日本産業規格Ａ列４番）